

数次有効短期滞在査証発給希望書

1. 希望する数次査証の種類及び自身が該当する要件の□にチェックを入れてください。

一般(観光等)短期滞在査証

- 過去に訪日歴あり、かつ、渡航経費支弁能力あり
- 過去に訪日あり、かつ、G7諸国に複数回の渡航歴あり
- 十分な経済力を有する者
- 十分な経済力を有する者の配偶者または子
- 過去3年間に2回以上、日本に「短期滞在」で渡航歴あり(インド旅券所持者のみ)

商用を目的とする短期滞在査証

- 国営企業
- 在比日系企業商工会の会員である日系企業(本邦に経営基盤等あり)
- 株式上場企業(日本、フィリピン以外の国・地域の株式上場企業を含む。)
- 株式上場企業(同上)が出資している合弁企業、子会社、支店等
- 日本の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業
- フィリピンの年間総売上高において上位1000社にランクされている企業
- 過去に商用等での訪日歴があり、かつ、G7諸国に複数回の渡航歴あり
- 過去に商用等での訪日歴が3回以上あり
- 上記のいずれかに該当する方の配偶者又は子

文化人・知識人等に対する短期滞在査証

- 相当程度の業績が認められる芸術家または人文科学・社会科学の研究者
- 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師(国家または国際資格のある現職者)
- 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- 大学の講師以上の職にある方(常勤者のみ)
- 国公立の研究所及び美術館・博物館の課長職以上の職位にある方
- 国会議員、州知事、州副知事、市長、カトリック司教、国家公務員、地方公務員
- 上記のいずれかに該当する者の配偶者又は子

フィリピン在住日本人の配偶者又は子に対する短期滞在査証(無査証者や6か月未満の滞在資格所持者を除く。)

- 当該日本人の同居者で、かつ、本邦への渡航歴が1回以上あり(旅券等で要証明)

【注意事項】 数次有効査証の発給を希望する場合、上記要件に該当することを立証する資料を添付する必要があります

(例: 過去の入国証印、上場会社情報、取引実績を証明する書面、在職証明書、履歴書、業績を証明する書面)。

立証資料の提出がない/不十分な場合には、数次査証は発給できません。ただし、その場合でも(他の要件を満たしていれば)一次(又は二次)査証が発給される場合があります。

2. 数次査証の発給を希望する理由を次の枠内に記載して下さい。

理由:

上記のとおり、数次有効短期滞在査証の発給を希望します。

日付: _____ 年 月 日 氏名: _____ 署名: _____